



クレマチス

Contents

1-2 アンテナ

- ・「グッドキャリア企業アワード2024」の応募受付を開始／厚生労働省
- ・「女性活躍に関する調査」の報告書を公表／厚生労働省
- ・「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書を公表／厚生労働省

3-4 第79回定時会員総会、特別講演会を開催

5-7 けいきょう Law School

同僚の警察官による性差別的な価値観に基づく言動に違法性が肯定された例

徳永・松崎・斉藤法律事務所 弁護士 永原 豪

8 経団連調査

- ・（一社）日本経済団体連合会 集計
2024年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況

9-10 三方よし

「人」と「会社」と「地球」が幸せになる～
いまこそ「三方よし」のヒューマン経営学
(公財)人権教育啓発推進センター 特任講師
元西日本新聞・社会部記者 馬場 周一郎

11 世間漫録

12 トピックス

- ・ハラスメント事案の対応を解説 (セミナー)
- ・労働保険の年度更新に必要な知識や流れを解説 (セミナー)

13-14 インフォメーション

- ・セミナー ・法律相談 ・事務局相談 ・会務報告

裏表紙 海外視察団 団員募集

「グッドキャリア企業アワード2024」の応募受付を開始／厚生労働省

厚生労働省は、従業員の自律的なキャリア形成の支援について、他の模範となる取り組みを行っている企業を表彰する「グッドキャリア企業アワード2024」の募集を行っている。

応募企業の取り組み内容は、学識経験者などで構成する審査委員会が審査し、今年10月中旬に表彰企業を選定し、表彰式を兼ねたシンポジウムを11月27日に実施する予定。

同省は、受賞企業の取り組みは、公式サイト「グッドキャリアプロジェクト」や事例集などで優れた事例として紹介し、広く周知していくとしている。

「女性活躍に関する調査」の報告書を公表／厚生労働省

厚生労働省は、女性活躍推進法の浸透状況と課題を明らかにすることを目的に実施された調査の結果をまとめた標記報告書を同省ホームページ上で公表した。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成の有無については、「300人以上」で約93%が作成しており、「100～299人」で約77%、努力義務となっている「30～99人」で約15%と、企業規模で大きな違いがみられた。

計画期間については、「100～299人」と「300人以上」は、2年以上6年未満の4つのカテゴリーに全体の8割以上が集中しているが、「30～99人」ではより短い期間にも分散していることから、「30～99人」のほうが、より計画期間が短い傾向があった。

「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書を公表／厚生労働省

厚生労働省は、企業におけるハラスメントの発生状況や企業の対策の進捗、労働者の意識等を把握するために実施した調査の結果をまとめた標記報告書を公表した。

企業調査の結果、過去3年間各ハラスメント（パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント、

介護休業等ハラスメント、顧客等からの著しい迷惑行為、就活等セクハラ）の相談件数については、セクハラ以外では「件数は変わらない」の割合が最も高く、セクハラのみ「減少している」が最も高かった。

相談件数の多かった業種としては、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント、介護休業等ハラスメントでは、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」や「生活関連サービス業、娯楽業」が多い傾向にあった。

「人材育成が成功の鍵になる～事例から学ぶ失敗しないDXの進め方～」セミナーを開催／福岡県

福岡県は、ビジネス環境の激しい変化に対応する中 ICT・IoT・デジタル技術を活用したビジネス変革、業務改善などの取り組みを進める上で必要なDX導入・推進のノウハウ、成功事例を紹介するセミナーを会場・オンライン同時に開催することから、参加を呼びかけている。当日の会場ではセミナー後に専門家による個別相談会も実施する。

日 時	7月9日(火) 13:00～14:30
会 場	AIM3F311 会議室 (北九州市小倉北区浅野3-8-1)
形 式	会場及びオンライン (ZOOM)
参 加 費	無料
申込方法	専用ホームページよりお申込み下さい。

<https://dx-fukuoka.jp/business/seminar/>

企業の課題解決のための専門家（コーディネーター）派遣による個別相談支援を実施／福岡県

福岡県は、県内成長分野等企業のデジタル活用や生産性向上、DX人材の採用、雇用管理改善等の課題解決のため、専門家（コーディネーター）派遣による個別相談支援を実施していることから、利用を呼びかけている。

対象となるのは、福岡県内の企業・事業所（成長分野

の企業・事業所、成長分野への進出を考えている企業、成長分野企業と取引関係にある中小企業等）で、課題に応じてITコーディネーターや中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を派遣する。

労働災害発生状況を公表／厚生労働省

厚生労働省は、令和5年の労働災害発生状況を公表した。

令和5年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は755人（前年比19人減）となり、過去最少となった。

休業4日以上死傷者数は135,371人（前年比3,016人増）と3年連続の増加となった。

同省では、全国安全週間（7月1日～7日）とその準備月間（6月1日～30日）中、事業場、関係業界団体等に対して、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけとしている。

「高齢社員のさらなる活躍推進に向けて」報告書を公表／経団連

経団連は、企業において多様な人材を受け入れ、それぞれの強みや個性を発揮できる環境整備が不可欠となっているとして、高齢社員をめぐる現状と課題を整理した上で、課題解決に向けた対応策とともに、今後の方向性を提示した標記報告書をホームページ上に公表した。

企業における高齢者雇用の現状と課題等を取りまとめるとともに、個別の企業事例を掲載している。

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/033.html>

改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法が成立

5月24日、育児と仕事の両立を支援するため、これまで子どもが3歳になるまでが中心だった措置を拡充することを盛り込んだ改正育児・介護休業法が成立した。

主な内容

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限を10年間延長する。

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。等

第79回定時会員総会、特別講演会を開催

当協会は5月20日、第79回定時会員総会、特別講演会を開催した。

総会では、倉富純男会長の開会挨拶の後、服部誠太郎福岡県知事、小野寺徳子福岡労働局長が来賓挨拶を述べた。その後、事務局から「2024年度事業計画及び予算」について報告がなされた。審議事項としては、「2023年度事業報告（案）及び決算（案）」、「理事及び監事の選任（案）」が原案通り、異議なく了承された。

講演会では、中央大学大学院法科大学院教授、森・濱田・松本法律事務所客員弁護士の野村修也氏が「人的資本やパーパスが重視されるのはなぜか～新しい資本主義が中小企業を救う～」と題して講演を行った。

その後、立食形式で懇親会を開催し、会員どうし親睦を深めた。



議長として議事の進行を行なう倉富会長



来賓挨拶を述べる服部福岡県知事



来賓挨拶を述べる小野寺福岡労働局長



特別講演会講師の野村修也氏

1. 会員人材の育成支援と人事交流

- (1) 講演会、定例会の活性化と内容充実
- (2) 経団連と会員企業との情報共有、セミナー開催等の連携強化
- (3) 時宜を得たセミナーの実施（労働法関連、社会保険・年末調整等実務対応）
- (4) 日本産業訓練協会との連携強化とセミナーの充実
- (5) 長期講座の実施（労働法基礎学習会）
- (6) 経営法曹会議会員弁護士との連携による「九州経営法曹大会」の開催
- (7) 連合福岡との共催による労働審判員交流会の開催と連携強化
- (8) 最低賃金審議員との交流促進
- (9) 経営トップ層の交流促進（若手経営者の会）
- (10) 海外視察団の派遣
- (11) 女性活躍に向けた公職推薦女性の交流会

2. 労働相談と情報提供

- (1) 弁護士、社会保険労務士および事務局による人事・労務問題等の相談
- (2) 春季労使交渉・協議状況等調査、発信
- (3) 賞与・一時金・初任給、賃上げに伴う価格転嫁の状況等賃金以外の総合的な情報調査、発信
- (4) 育児休業の取得など雇用問題等アンケートによる調査、発信
- (5) 労働関連法の改正動向についての情報提供
- (6) ホームページ、メールマガジンによる情報発信
- (7) 経団連と連携した情報発信

3. 政策への反映

- (1) 九州各県の経営者協会と連携して経営労働政策特別委員会報告（経団連作成）への九州ブロック意見の取り纏めと要望

4. 関係外部団体との連携

- (1) 経団連、経団連事業サービスとの連携
- (2) 福岡労働局との連携
- (3) 福岡県との連携
- (4) 公職委員等の推薦、連携
- (5) 福岡県内の経済団体との連携
- (6) 労働組合との連携

5. 九州各県の経営者協会との連携

- (1) 九州経営者協会の事務局として連携強化
- (2) 経営法曹会議九州ブロックとの連携
- (3) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会の事務局としての連携強化

6. 協会組織運営の強化

- (1) 総会・理事会・地区会員懇談会の充実
- (2) 企業訪問や会員紹介による入会勧誘
- (3) 協会事務局の運営体制見直し

同僚の警察官による性差別的な価値観に基づく言動に 違法性が肯定された例

—警視セクハラ損害賠償事件（東京高判（令和5年9月7日）
【労経速2539号3頁】）—

弁護士 永原 豪



◆執筆者のご紹介
ながはら ごう
平成13年弁護士登録
徳永・松崎・斉藤法律事務所（福岡市）

1 はじめに

職場において行われる「性的な言動」である「セクシャルハラスメント（セクハラ）」に関しては、事業主に雇用管理上の措置を講じる義務が定められており、各社において対応が整備され、従業員に対しても認識が広がっているところだと思われる。

これに対し、「男のくせに根性がない」「女性は職場の花であればいい」等の固定的な性別役割分担の意識等を前提とした言動については「性的な言動」には該当しないものの、「ジェンダーハラスメント（ジェンハラ）」の問題として対応が必要な類型である。

今回は、国家公務員の事案ではあるが、職場の同僚によるジェンハラの言動の認定とその評価について裁判所の判断が分かれた事例があるので紹介する（ジェンハラの言動の適法性の争点に関連する部分については省略する。）。

2 事案の概要

(1) 当事者等

原告（以下「X」という。）は、平成5年に警察庁に入庁した警察官であり、平成26年4月から〇〇対策室（以下「対策室」という。）課長補佐として勤務していた。

被告（以下「Y」という。）は、昭和61年に採用された警察官であり、平成26年3月からXと同じ対策室課長補佐として勤務していた。

XがYから執務室や歓送迎会等場で卑猥な発言等のセクハラを受けたことで精神的苦痛を受けて、通院治療などを余儀なくされている等として、Yに対して550万円の損害賠償を求めた事案である。

(2) 裁判所が認定したXの発言

XのYに対する発言として認定されたのは以下の5つの発言であり、④発言4および⑤発言5については高裁において認定された発言である。

① 発言1

Yはある会議において「ナイジェリア

人の犯罪組織の分析を強化するように」との指示を受け、その内容を執務室で部下に伝達する際にYが「ナイジェリア人は、日本の在留資格を得るため、自分はアメリカ人と言って日本人の女性をだまして結婚する。」「それで種付けをして子供をつくるが、女に振られたときのために、別の女も数人囲っておく。」「ナイジェリア人は、自分でチンチンが大きいという。」「そうして日本人女性を騙すとんでもない奴らである。」などと発言した。

②発言 2

Yが研修後の懇親会において、XがYに氷かワインを運んでくれたことがあったので、「ありがとう」、「Xちゃんかわいところあるやんか。」「普段からそうしてや。」と発言した。

③発言 3

送別会の際に、Xが「男と女はどう違うんですか。」などとYに問いかけをしてきたのに対し、「これはセクハラに当たるかもわからんけど、男はオチンチン付いとんのや。それだけでも違うやないか。」「チンチン付けてたら男らしさも必要や。」「女子は違うやろ。優しさちゅうのもあるやろ。」と発言した。

④発言 4（本件執務室等発言1）

Yは、本件執務室において若しくは執務中または執務に関連して、「ちんちん小さいねん。」との発言をしたこと、事件の捜査で大阪の風俗店に行った時に、その店でどういうサービスをしていたという話をしたこと、4月か5月にXと昼食に行った

際、東京の歌舞伎町の話になったので、大阪ではもっと良いトップレスの店がある旨の発言をしたこと、ベビーシッターの話題に関連して「おっぱい飲んでねんねしてはいらんのや。」との発言をした。

⑤発言 5（本件執務室等発言2）

Yは、執務中において、Xに対し、Xの執務態度に関連して、「ちょっと可愛くせないかんよ。」「優しくせないかんよ。」などと注意したり、「あんまりキャンキャン言わん方がいい。」「女性なんだから。」と述べた。

3 地裁判決（東京地裁令和3年10月19日判決）

発言1～発言3の発言があったことを認めたが、
①発言1については、少なくとも職務行為と密接に関連するものというべきであり、「職務を行うについて」されたものであり、公務員個人はその責任を負わず、損害賠償請求権は否定されると判断した。

発言2および発言3については、いずれの発言についても、「性差に関する一定の価値観に基づくものであって、相手に不快感を与える恐れがあることは否めない」としつつも、その発言の態様は、「相手への感謝を伝える際に付け加えて述べたもので、強い口調で押し付けているものでもない」（発言2）、「原告からの問いかけに対する応答として、男女の差異を肉体的な面から説明したものであり、被告自身の見解として述べられていること」（発言3）から、Xの人格権を侵害するような社会的相当性を欠く違法な行為であるとまで認めることはできないとして、Xの請求をいずれも棄却した。

4 高裁判決（東京高裁令和5年9月7日判決）

高裁は地裁判決を取り消し、Xに不法行為の成立を認め、33万円の支払いを命じた。

発言2および発言3に関して、地裁判決と異なり、「性差別的な一定の価値観を控訴人に押し付ける内容の発言であって、社会通念上許容される限度を超えている」として、Xの発言はXの人格権を違法に侵害する不法行為が成立するとした。

また、新たに発言4および発言5の事実を認定したうえで、発言4については、業務に関連しない風俗店のサービス内容や自身の男性性器の大きさにまで言及し、ベビーシッターの話題に関連して「おっぱい」等の言葉を含む性的な言動をするものであり、セクハラ行為にほかならないとして不法行為の成立を認めた。発言5については、性差別的な価値観を押し付ける内容であるとして社会通念上許容される限度を超えると判断したが、「職務を行うについて」なされたものであるとして公務員個人であるYの責任自体は否定した。

高裁判決と地裁判決の相違をまとめると下表のとおりとなる。

<地裁判決と高裁判決の判断の比較>

	事実認定		発言の評価	
	地裁	高裁	地 裁	高 裁
発言1	○	○	評価せず (免責)	評価せず (免責)
発言2	○	○	適法	違法 (セクハラ)
発言3	○	○	適法	違法 (セクハラ)
発言4	×	○	—	違法 (セクハラ)
発言5	×	○	—	違法だが免責 (セクハラ)

5 考察

性差別的な価値観に基づく言動について地裁と高裁の判断が分かれた事例であるが、国家公務員に適用される「セクシャル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」の「第1 セクシャル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項」で、「3 セクシャルハラスメントになり得る言動」としてジェンハラが例示されていることが本判決に影響を与えたものと思われる。

もっとも、このような考え方は、国家公務員だけに妥当するものではなく、民間企業においても、ジェンハラが違法となることがあると考えべきである。ジェンハラは女性活躍推進を阻害する要因となるものであり、高裁の判断もやむを得ないところであろう。

各社においても、ジェンハラの防止に向けた体制や規定類が整備されているか再確認をいただくとともに、ジェンハラの言動への認識を深めていく必要があると考える。



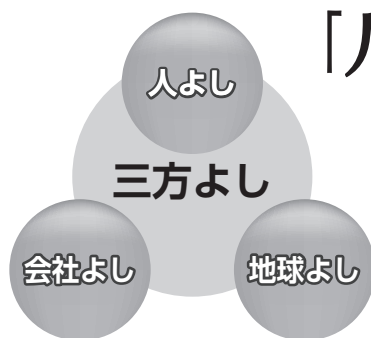
(一社) 日本経済団体連合会 集計
2024年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況〔了承・妥結含〕(加重平均)

[第1回集計]

2024年5月20日

業 種	2024年			2023年	
	社数(社)	回答・妥結額(円)	アップ率(%)	妥結額(円)	アップ率(%)
非 鉄 ・ 金 属	4	19,445	6.02	13,598	4.31
食 品	7	17,981	5.11	14,021	4.09
織 維	12	18,352	5.46	14,911	4.58
紙 ・ パ ル プ	4	13,757	4.40	9,389	3.06
印 刷	1	—	5.56	—	3.91
化 学	16	16,615	4.75	12,676	3.67
鉄 鋼	9	37,528	12.04	8,501	2.77
機 械 金 属	2	22,633	6.85	16,730	5.22
電 機	8	(従) 16,648	4.72	11,607	3.48
自 動 車	11	18,067	5.24	13,675	4.05
造 船	3	(従) 15,470	6.07	8,873	3.67
建 設	4	(従) 31,384	5.85	24,198	4.61
商 業	3	(従) 14,769	3.69	12,974	3.28
鉄 道	2	(従) 15,950	4.60	11,718	3.59
貨 物 運 送	1	—	3.13	—	4.00
航 空	2	19,262	5.67	13,703	4.13
総 平 均	89	19,480	5.58	13,122	3.88
		(18,700)	(5.52)	(12,368)	(3.74)
製 造 業 平 均	77	19,920	5.85	12,668	3.83
		(18,563)	(5.64)	(11,892)	(3.70)
非 製 造 業 平 均	12	18,168	4.85	14,574	4.00
		(19,581)	(4.88)	(15,702)	(3.94)

- (注) 1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社
2) 21業種151社(61.9%)の回答を把握しているが、うち62社は平均金額不明などのため集計から除外
3) 平均欄の()内は一社あたりの単純平均
4) (従)は従業員平均の数値を含む
5) 集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
6) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
7) 2023年の妥結額・アップ率は、2024年の集計企業の数値(同対象比較)



「人」と「会社」と「地球」が幸せになる～ いまこそ「三方よし」のヒューマン経営学

③商売は菩薩の道

～「三方よし」の根底に仏教

(公財) 人権教育啓発推進センター
特任講師
元西日本新聞・社会部記者

馬場 周一郎



「売り手よし、買い手よし、世間よし」。近江商人の商い哲学を簡明に表現する「三方よし」は、日本の商業道德の象徴として現代まで脈々と生き続けています。しかし、江戸時代の商人がみな優れた振る舞いをしていたかという点と果たしてどうでしょう。江戸期の三大商人とされたのは、大坂、伊勢、そして近江でしたが、商いのスタイルや金銭感覚にはそれぞれ違いがあったようです。

大坂商人には「商ハ笑ニシテ勝ナリ」(商いは笑顔が大切、笑顔を怠ると商いは小さくなっていき、笑顔を高めれば商いは成功する)、伊勢商人には「商のかけ引は、時節に従い、考えを凝らせ」など、客を喜ばせる創意工夫や売上のタイミングに知恵を絞れといった格言があります。しかし、近江商人のように「世間」を重視しろといった理念はなかったようです。

それでは、近江商人のブランド「三方よし」はどのようにして生まれてきたのでしょうか。それは浄土真宗に由るとの説があります。近江は15世紀に浄土真宗本願寺の中興の祖・蓮如が熱心に布教、教化活動を行い、真宗が篤く信仰された土地柄でした。近江商人の家訓・店則には「仏法を信じ、慈悲をもって日常生活を過ごし、先祖を祀ることで一家の伝統を守る」の教えが息づいているのです。「出精」(精を出して働

く)、「不奢」(奢ることなく、ケチることもせず)などの禁欲的な言葉が数多くみられ、真宗の倫理観を商売に溶け込ませていったのです。

ただし、仏教の教えは「貪欲=罪」です。お金儲けは欲望であり、それでは商売は卑しいものになってしまいます。これを真宗は「自利利他」の教えで正しい行為としたのです。「自利利他」とは、「自らの仏道修行により得た功德を、自分が受け取るとともに、他のためにも仏法の利益をはかる」との意。近江商人が他国の商人に比して、精神的優位性を持ち得た背景には「自利利他」の精神が「三方よし」を形づくったのです。実際に、近江商人は店員に「商売は菩薩の道」の教えを徹底的に伝えたといえます。

京セラ創業者の故稲盛和夫氏は「利己的な欲望は必ず没落を招く」と題する講演*で次のように話しています。

「もっとお金を儲けたい」「もっと豊かな生活をしたい」という利己的な欲望は、事業を発展させていく上で強力なエンジンの働きをします。しかし、利己的な欲望だけで経営している者は、決してその成功を長続きさせることはできません。自分が利益を得たいと思うのであれば、同じように利益を得たいと思っている相手や周囲の人たちの心も忖度して、自分と同じよ

馬場 周一郎：企業、介護、部落差別などの人権問題について講演・執筆活動が続いている。
著書に『2050年…変わる日本変わる社会』(人権教育啓発推進センター)。

うに喜んでもらえるように考えて経営をしていくべきです。これが利他の心です」

「利益三分主義」はまさに「三方よし」

「三方よし」を現代に受け継いでいる企業の代表に伊藤忠商事があります。創業者は近江商人を代表する初代伊藤忠兵衛です。時代を先取りした忠兵衛の経営感覚は、店法の制定、会議制度の導入、運送、保険の利用、貿易業への進出など冴えわたります。なかでも、利益三分主義は、まだ封建色が濃い時代に、店の純利益を本家納め、本店積立、店員配当の三つに分配するというもので、店員と利益を分かち合う、当時としては先進的な考え方でした。

サントリーの創業者・鳥井信治郎の口癖は「陰徳善事」だったそうです。これは、「人の見えないところで徳を積みば、いつかそれが自分にいいことになって還ってくる」という意味です。信治郎は『事業によって利益を得ることができるのは、人様、社会のお陰だ。その利益は「お客様、お得意先」「事業への再投資」に加え、「社会への貢献」に役立てる』との「利益三分主義」の強い信念のもと、幅広い事業活動を行いながら福祉活動にも熱心に取り組みました。

ところで筆者は近江商人の世界に分け入りながら、ある既視感を覚えていました。それは、マックス・ヴェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で明らかにした有名な考察です。ヴェーバーは「プロテスタントであることが資本主義の発展に繋がった」との近代資本主義社会と宗教の関連性について論究し、驚くべき視点を提示しました。

それによると、近代初頭のプロテスタントたちは、世俗の職業というものは神から人間に与えられた使命であると考え、禁欲を守って労働に精励することが「神に選ばれた者」の義務であると教えられました。結果、禁欲的プロテスタンティズム、特にカルヴァン派のように金儲けを強く否定し、質素で儉約を重んじ、ひたすら時間を惜しんで仕事に汗を流す一群が形成されていったのです。

金儲けに正当性が与えられない社会では、金儲けは

当然抑制され、近代資本主義社会へと発展することはないはずです。しかし、最初から利潤の追求を目的とするのではなく、行動的禁欲をもって天職に勤勉に励み、その「結果として」得た利潤であればどうでしょう。それは安くて良質な商品やサービスを人々に提供したという「隣人愛」の実践の結果となり、その労働が「神の御心」に適っている証ともなります。神の栄光を受けて救済を確信させるものとなります。

こうしてプロテスタンティズムは、利潤の肯定と利潤の追求の正当化を生み出したのです。つまり金儲けに正当性を与えたのです。金儲けに否定的だった禁欲的な宗教が皮肉なことに金儲けを積極的に肯定する論理を生み、それが近代資本主義社会を生み出すことになった—これがヴェーバーの卓越した分析でした。

プロテスタンティズムは労働に励むことが「神の御心」に添うことだと考えました。同じように近江商人は正しい行いの商いは「菩薩の道」との信心を深めました。プロテスタンティズムと浄土真宗という教義のまったく異なるヨーロッパと日本の2つの宗教が、期せずして共通の教えを持っていたのです。そのことに深い感銘を覚えずにはおれないのです。

* 2015年6月25日／立命館大学稲盛経営哲学研究センター開設記念講演



世間漫録

column note

白髪頭のジジ放談

Vol.171

自民党内で「積極財政派VS緊縮財政派」のバトルが再燃しつつある。派閥のパーティー収入不記載事件を受け、積極財政派の議員が多かった安倍派（清和政策研究会）が解散し、緊縮財政派の存在感が高まっていた。ところが、ここに来て積極財政派を牽引した安倍晋三元首相の「遺志」を継いだ議員らが再び動き始めたのだ。

（2024年2月20日／夕刊フジ）

積極派と緊縮派。両者の最大の違いは基礎的財政収支（プライマリー・バランス≡PB）の捉え方だ。PBとは、国債の元本返済や利子などを除く政策的経費（歳出）と、これを賄う税収（歳入）のバランスのこと。国債発行に頼らず税収だけで財源を確保するPB黒字化の

状態を作り出し、政府の負債を減らしていく―これが緊縮派の主張だ。黒字化の目標年度は2025年とする。

これに対し、積極派は「最初にPB黒字化ありき」は順番が違う、デフレからの脱却が見えてきた今はその環境でもない、と反論する。岸田首相自身は基本的に緊縮派である。安倍氏が存命中の自民党は「安倍・高市早苗VS麻生太郎・茂木敏充＋岸田」との構図だったが、冒頭の記事のように緊縮派の勢いが強まった感があつた。しかし、ここに来て西田昌司参院議員、城内実衆院議員ら積極財政派は勉強会を重ねるなどして、安倍氏の遺志を継ぐ形で活動を活発化させている。両派の今後は要注目である。

ところで、3年前の衆院選を前に、財務省事務次官（当時）の矢野康治が月刊誌に寄稿した「このままでは国家は破綻する」の一文が話題を呼んだ。「PB黒字化の凍結が訴えられ、消費税率の引き下げまでが提案されている。まるで国庫には、無尽蔵にお金があるかのような話ばかりが聞こえてくる」と嘆き、政治家たちを国家財政の危機を直視しないポピュリズム（大衆迎合主義）の権化と批判している。

老生に言わせれば、矢野の主張は手垢がついた古色蒼然たる財務省ロジックである。財務官

僚が選択する政策が、国家、国民にとって常に正しいとは限らない。それどころか国益と称するものが、実は役所の縄張りにも似た省益そのものだった事例は霞が関の歴史を紐解けば枚挙にいとまがない。そもそも税収が不足しているなら、税収増の手立てを講じるのが政治家や官僚の使命である。税収を増やすには名目GDPを増やすか、税率を上げるかの2択しかない。

PBの黒字化は結果としてついてくる

ところが、歴代政権と財務省がやってきたことは、消費税増税の愚策しかなかった。消費税を上げると、その分だけモノの値段が高騰し、家計は支出を控える。消費は落ち込み、企業は収益が低迷。その結果、賃金はアップせず、景気は冷え込む。

経済とは「経世済民」という四字熟語から「経」と「済」の二文字を抜き出し、組み合わせた言葉で、「世を経め、民を済う」の意味である。私たちは経済といえばカネの問題と理解しがちだが、「経世済民」の本義は「人々を救う」「人々を豊かにする」という概念なのだ。だから、政府の役割はカネ儲けでもなければ財政収支の改善でもない。

マイナス金利が解除され、春闘で賃金上昇が相次いだ今の状況での緊縮財政は、日本を再びぬかるみへと逆戻りさせかねない。PBの黒字化はデフレ脱却の後に結果としてついてくる。令和の「新」経済は、ここしばらくの間、積極財政の一本道しかない。

令和の「新」経済論

（下）積極財政の一本道を突き進め

セミナー

ハラスメント事案の対応を解説

当協会は、5月14日、「ハラスメント事案における企業の実務的対応セミナー」を開講した。講師は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の熊谷善昭弁護士。

講師は、企業内でハラスメント事案が発生した時の相談・調査のポイントについて解説した。



セミナー

労働保険の年度更新に必要となる知識や流れを解説

当協会は、5月16日、「労働保険手続の実務」セミナーを開講した。講師は、アンフィニ社会保険労務士法人の久地石富起子社会保険士。

講師は、企業の労働保険の担当者が理解・把握しておくべき知識や業務内容について実例を踏まえながら解説した。



安心のサポート



経験豊富な即戦力を**無料**でご紹介します!

企業の人材確保 / 従業員の再就職支援



公益財団法人

産業雇用安定センター



1987年(昭和62年)、労働省(当時)、日経連、産業団体などが協力して、「失業なき労働移動」を支援する公的機関として設立。以来30余年にわたり、再就職・出向などによる企業間の労働移動をサポートします。

全国47都道府県に
事務所を設置

設立以来、
24万人の再就職・
出向の支援実績

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

福岡事務所

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目1-1 福岡朝日ビル6階

TEL 092-475-6295 FAX 092-434-5272

北九州駐在

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIMビル2階

TEL 093-531-7806 FAX 093-531-7906

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用

検索



福岡経協セミナー

セミナーの申込方法など詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

●社会保険手続の実務

社会保険の実務処理を適正に行うため、定時決定と随時改定に重点を置いて分かりやすく解説します。

日 時：6月18日(火) 9:30～16:30

会 場：電気ビル共創館 3階 Cカンファレンス

講 師：アンフィニ社会保険労務士法人

特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏

参加費：会員 12,000円／一般 18,000円(税込)

●第1種・第2種衛生管理者受験対策講座

合格請負人として有名な㈱ウェルネットの専任講師を招いて、2日間で合格レベルまで導く受験対策講座を開催します。

日 時：1日目 7月23日(火) 9:20～17:30

2日目 7月24日(水) 9:30～17:30

※第2種の方は、2日目12:30で終了します。

会 場：電気ビル本館 地下2階 7号会議室

講 師：㈱ウェルネット

専任講師 山根 裕基 氏

参加費：第1種 29,700円 第2種 27,500円
(税込)

●「賃金制度・賃金設計の基礎を学ぶ」セミナー

賃金をその本質から学び、設計・運用するための基礎的な知識を習得できる講座を開催します。

日 時：1日目 8月8日(木) 9:30～16:30

2日目 8月9日(金) 9:30～16:30

会 場：電気ビル本館 地下2階 7号会議室

講 師：株式会社メディン

代表経営コンサルタント 西村 聡 氏

参加費(税込)	お一人様	同一企業で お二人目から
会 員	30,000円	24,000円
一 般	36,000円	28,800円

※お二人様以上でご参加の場合の割引価格を設けました。

〈問 合 せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

産訓九州セミナー

●TWI-JI「仕事の教え方」10時間コース

日 時：7月23日(火)～24日(水)

会 場：アクロス福岡 6階 604室

受講料：会員 34,100円／一般 36,300円
(消費税込み)

●TWI-JM「改善の仕方」10時間コース

日 時：8月22日(木)～23日(金)

会 場：天神ビル11階 7号室

受講料：会員 34,100円／一般 36,300円
(消費税込み)

●TWI-JM「改善の仕方」トレーナー養成講座

日 時：9月2日(月)～6日(金)

会 場：天神ビル11階 6号室

受講料：会員 154,000円／一般 187,000円
(消費税込み)

〈問 合 せ〉日本産業訓練協会・九州

☎092-715-0568

法律相談 事務局相談



弁護士による無料法律相談

ご担当いただく弁護士は「経営法曹会議」に所属する方々です。福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

労働法に限らず、会社関係法などについてもお気軽にご相談ください。

【福岡地区】

6月27日(木) 14:00~17:00	古賀 和孝 弁護士 (古賀・花島・桑野法律事務所)	
7月25日(木) 14:00~17:00	斉藤 芳朗 弁護士 (徳永・松崎・斉藤法律事務所)	

〈会場〉福岡県経営者協会事務局（裏表紙地図参照）

【北九州地区】

10月10日(木) 14:00~17:00	阿部 哲茂 弁護士 (阿部哲茂法律事務所)	
--------------------------	--------------------------	---

〈会場〉阿部哲茂法律事務所
(北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビススクエア3F)

- 緊急の場合は、上記日時以外でも対応いたします。
- お申込みは、相談日の前日までに事務局へお電話にてお願いします。
- 上記日程の他、ご要望により、当協会の顧問弁護士をご紹介いたしております。

福岡経協顧問弁護士（敬称略）

阿部 哲茂	石橋 英之	古賀 和孝	斉藤 芳朗
杉原 知佳	徳永 弘志	中野 敬一	中野 昌治
永原 豪	花島 正晃	松崎 隆	三浦 正道
山本 紀夫	渡邊 洋祐		

社労士による無料労務相談

福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

諸規定の整備などお困りのことがございましたら、ぜひご利用下さい。

担当：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス所属の社会保険労務士

日時：平日9:00~17:00

会場：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス（福岡市中央区舞鶴2丁目2-11 富士ビル赤坂8F）

申込方法：事務局へお電話ください。

事務局相談

福岡経協では、労使関係（組合結成・団体交渉への対応）のほか、人事労務管理や賃金などについて随時ご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

会務報告

2024年5月

*太字……当協会主催行事

*細字……経団連の行事および当協会が行政等から委嘱された委員として出席した行事など

9日 定例無料法律相談（北九州地区）

14日 ハラスメント事案における企業の実務的対応セミナー

16・17日 九州労働委員会連絡協議会

16日 労働保険手続きの実務セミナー

20日 定時会員総会・特別講演会・懇親会

22日 紫水会

23日 定例無料法律相談（福岡地区）

// 福岡労働者災害補償保険審査参与会

24日 福岡県労働委員会総会

海外視察団 団員募集

下記の通り海外視察を実施いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

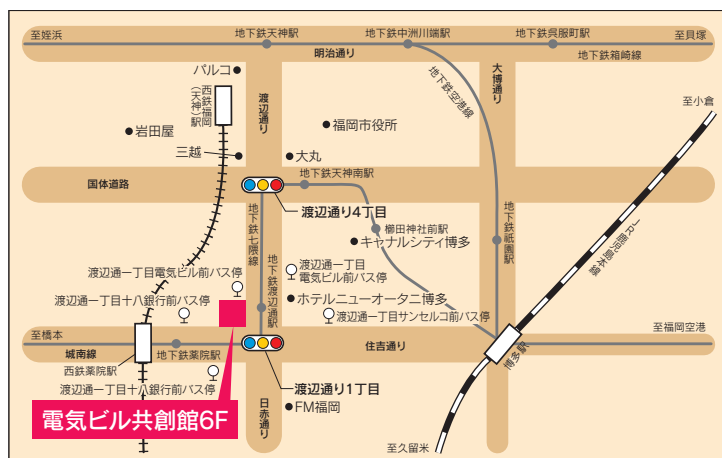
日程：2024年9月3日(火)～9月11日(水)

訪問地：ロンドン、ブリュッセル、デュッセルドルフ

団長：福岡県経営者協会会長 倉富 純男（西日本鉄道会長）

お申込締切：2024年7月1日(月)

※詳細は当協会ホームページの新着情報「海外視察のご案内」をご参照ください。



Access

博多方面から

- 地下鉄** 「博多駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)
- バス** 「博多駅前A番」停留所より「渡辺通経由天神方面行き」に乗車または「博多駅前B、C、D番」停留所より「薬院駅方面行き」に乗車「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

天神方面から

- 西鉄天神大牟田線** 「西鉄福岡天神駅」から大牟田方面行きに乗車、「薬院駅」降車徒歩5分
- 地下鉄** 「天神南駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)
- バス** 「天神北(ノース天神前)」、「天神コア前7B」または「天神大丸前4C」から乗車、「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

福岡県経営者協会

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館 6階 TEL.092-715-0562 FAX.092-781-4149

ホームページ <https://www.fukuoka-keikyo.jp/>

メールアドレス fukuoka-keikyo@ace.ocn.ne.jp